

埋立終了後の維持管理に関する計画書

維持管理項目	維持管理の概要
飛散・流出防止措置	開口部を閉鎖した覆土及び植生の状況を確認し、廃棄物が露出し飛散又は流出することが無いよう管理します。
悪臭飛散の防止措置	開口部を閉鎖した覆土及び植生の状況を確認し、廃棄物が露出し悪臭を発生することが無いよう管理します。
火災防止措置	埋立地内での火気の使用に十分注意するほか、可燃性物を放置しない等、火災の発生を防止します。
害虫の発生防止措置	開口部を閉鎖した覆土及び植生の状況を確認し、廃棄物に起因する害虫等の発生を防止します。 また、不測の事態に備え薬剤と散布機器等を備え置きます。
囲い等の維持管理方法	みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止するため、日常点検で破損等の有無を調べ、破損箇所は早急に補修を行います。
表示の維持管理方法	一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札を常に見やすい状態に保ち、汚れたり、破損した場合は速やかに清掃、補修を行い正常な状態を保ちます。また、表示すべき事項に変更が生じた場合は速やかに書き換えます。
維持管理に関する点検、検査等の記録の保存方法及び保存期間	処分場事務所にて書面の形で保存が義務づけられている維持管理に関する記録を処分場廃止までの間、保存します。
最終処分場周縁地下水の定期水質検査の方法	地下水集排水施設において別紙1「地下水検査項目一覧表」に示す検査項目を同検査頻度にて、計量法に基づく計量証明事業所の資格を有する第三者機関に委託し検査を行います。
周縁地下水の水質悪化が認められた場合の措置	周縁地下水の水質悪化が認められた場合はその状況・原因を調査し生活環境保全上必要な措置を講じます。 また、原因を特定したうえで最適な対応策を検討し、速やかに原因を除去します。
擁壁等の点検方法	日常の点検業務のなかで目視により破損の有無を調べ、破損箇所は早急に補修します。
覆いの損壊防止措置 (のり面保護措置)	開口部を閉鎖した厚さ1メートルの覆土の流出を防止するため一部にコンクリート壁を設置するほか、表面は十分な締め固めを行い植生を施し覆いの損壊を防止します。

維持管理項目	維持管理の概要
埋立地周囲の開渠 その他設備の管理	埋立地外周に設置した雨水排水側溝の機能が十分に発揮できるよう日常の点検業務のなかで目視により機能状況を確認し、側溝の清掃を行うほか、側溝の破損箇所などの補修を随時行います。
遮水工の点検方法及び 遮水効果の低下のおそれ がある場合の措置	目視出来る範囲は日常の点検業務のなかで損壊の有無を調べ、小さな破損箇所なども早急に補修し遮水効果の低下を防止します。 それ以外の範囲については地下水水質検査等により、遮水効果の低下のおそれが確認できた場合はその状況・原因を調査し最適な補修策を検討し速やかに補修を行います。
調整池の点検方法及び損 壊のおそれがある場合の 措置	日常の点検業務のなかで目視により損壊の有無を調べ、小さな破損箇所なども早急に補修し調整池の損壊を防止します。
浸出液処理設備の 維持管理方法	放流水の水質が常に別紙2「浸出液・放流水検査項目一覧表」に示す許容限度に適合するよう機能の状態を定期的に点検し、機能の低下が生じないように必要な措置を講じます。また、設備の運転日誌を作成し処分場廃止までの期間保存します。
浸出液処理設備の点検方 法及び異常時の措置	専従の運転員を配置し、常時、操作盤で設備全体の作動状況を点検するほか、定期的に各機器の運転状況の点検を行います。 また、異常時には直ちに浸出液処理設備を停止させ処理水の放流をストップします。 速やかに原因の調査究明を行い設備の修復を行います。 その間、浸出液は調整池に貯留し対処します。
放流水の定期水質の検査 の方法	別紙2「浸出液・放流水検査項目一覧表」に示す検査項目を同測定頻度にて、計量法に基づく計量証明事業所の資格を有する第三者機関に委託し検査を行います。
埋立地から発生する ガスの排除方法	埋立地内に設置済みの浸出液集排水設備を兼ねたガス抜き設備にて発生ガスを集め排除します。
保有水等集排水設備によ り集められた保有水の 水質の検査の方法	別紙2「浸出液・放流水検査項目一覧表」に示す検査項目を同測定頻度にて、計量法に基づく計量証明事業所の資格を有する第三者機関に委託し検査を行います。 また、保有水の全検査項目の水質が同許容限度を下回った時点から1年に1回実施している項目(別紙2のNo.7～27)の測定を1年に2回実施します。
埋立地から発生するガス の検査方法及び温度の測 定方法	埋立地内の3箇所において別紙3「埋立ガス測定項目一覧表」に示す測定項目を同測定頻度にて計量法に基づく計量証明事業所の資格を有する第三者機関に委託し検査を行います。 また、同要領にて埋立地内の温度測定を行います。

(別紙1)

地下水検査項目一覧表

No.	検査項目	測定頻度	群馬県基準頻度
1	カドミウム	4ヶ月／1回 (3回／年)	1回／年以上
2	全シアン		
3	鉛		
4	六価クロム		
5	砒素		
6	総水銀		
7	アルキル水銀		
8	PCB		
9	ジクロロメタン		
10	四塩化炭素		
11	1,2-ジクロロエタン		
12	1,1-ジクロロエチレン		
13	シス-1,2-ジクロロエチレン		
14	1,1,1-トリクロロエタン		
15	1,1,2-トリクロロエタン		
16	トリクロロエチレン		
17	テトラクロロエチレン		
18	1,3-ジクロロプロペン		
19	チウラム		
20	シマジン		
21	チオベンカルブ		
22	ベンゼン		
23	セレン		
24	水素イオン濃度		
25	生物化学的酸素要求量		
26	化学的酸素要求量		
27	塩素イオン	1ヶ月／1回 (1回／月)	1回／月以上
28	ダイオキシン類	1年／1回 (1回／年)	1回／年以上

(別紙2)

浸出液・放流水検査項目一覧表

No.	検査項目	許容限度	群馬県基準	測定頻度	群馬県基準
1	カドミウム及びその化合物	0.1mg/l	0.1mg/l	3ヶ月/1回 (4回/年)	
2	シアン化合物	1mg/l	1mg/l		
3	鉛及びその化合物	0.1mg/l	0.1mg/l		
4	六価クロム化合物	0.5mg/l	0.5mg/l		
5	砒素及びその化合物	0.1mg/l	0.1mg/l		
6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l	0.005mg/l		
7	有機燐化合物	1mg/l	1mg/l	1年/1回 (1回/年) ※ (1年/2回 (2回/年))	1回/年以上
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと		
9	P C B	0.003mg/l	0.003mg/l		
10	トリクロロエチレン	0.3mg/l	0.3mg/l		
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l	0.1mg/l		
12	ジクロロメタン	0.2mg/l	0.2mg/l		
13	四塩化炭素	0.02mg/l	0.02mg/l		
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l	0.04mg/l		
15	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l	0.2mg/l		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l	0.4mg/l		
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l	3mg/l		
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l	0.06mg/l		
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l	0.02mg/l		
20	チウラム	0.06mg/l	0.06mg/l		
21	シマジン	0.03mg/l	0.03mg/l		
22	チオベンカルブ	0.2mg/l	0.2mg/l		
23	ベンゼン	0.1mg/l	0.1mg/l		
24	セレン及びその化合物	0.1mg/l	0.1mg/l		
25	ほう素及びその化合物	50mg/l	50mg/l		
26	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸性化合物及び硝酸化合物	200mg/l	200mg/l		
27	ダイオキシン類	10pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l		
28	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	1ヶ月/1回 (1回/月)	1回/月以上
29	生物学的酸素要求量	25mg/l	60mg/l		
30	化学的酸素要求量	25mg/l	90mg/l		
31	浮遊物質	50mg/l	60mg/l		
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5mg/l	5mg/l	6ヶ月/1回 (2回/年)	1回/年以上
33	フェノール類含有量	1mg/l	1mg/l		
34	銅含有量	3mg/l	3mg/l		
35	亜鉛含有量	2mg/l	5mg/l		
36	溶解性鉄含有量	10mg/l	10mg/l		
37	溶解性マンガン含有量	10mg/l	10mg/l		
38	クロム含有量	2mg/l	2mg/l		
39	弗素含有量	15mg/l	15mg/l		
40	大腸菌群数	3,000個/ml	3,000個/ml		
41	窒素含有量	120mg/l	120mg/l		
42	磷含有量	16mg/l	16mg/l		
43	ホルムアルデヒド	10mg/l	—		

※浸出液のみ廃止基準適合確認期間は1年に2回測定。

(別紙3)

埋立ガス測定項目一覧表

No.	検 査 項 目	測 定 頻 度
1	メタン	3ヶ月／1回 (4回／年)
2	二酸化炭素	
3	硫化水素	
4	アンモニア	
5	酸素	
6	窒素	
7	流量	
8	温度(深度 1m 間隔)	